8　電子申告（インターネット上からの申告）について

固定資産税（償却資産）の申告は、簡単・便利な電子申告をぜひご利用ください。

メリット

- ■自宅やオフィスからインターネットを利用して申告書の提出ができます。
- ■複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信できます。
- ■申告書等作成時に、取得価額等の計算をサポートする機能があります。
- ■無料の eLTAX 対応ソフト（PCdesk）が提供されています。

eLTAXの利用に関するお問い合わせ先

○　eLTAXホームページにアクセスし、「お問い合わせフォーム」にお問い合わせ内容を入力のうえ、送信してください。https://www.eltax.lta.go.jp

○　電話でのお問い合わせ（ヘルプデスク）：0570-081459
上記でつながらない場合：03-5521-0019

※受付時間 9：00～17：00（土日祝、年末年始を除く。）

エルタックス　検索

9　課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法等の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。当該資産をお持ちの方は、「課税標準特例該当資産明細合計表」および特例に該当することを証する書類の提出が必要です。

課税標準特例該当資産明細合計表は大阪市ホームページからダウンロードできます。
https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006293.html

大阪市　償却資産申告書　検索

課税標準の特例が適用される償却資産の例

特例対象資産	対象者	適用期間	特例率	適用条項（地方税法）		添付書類
内航船舶	―	―	1/2	第349条の3	第5項	・船舶原簿・船籍票および登録票の写し・検査証書・航海日誌等
先端設備等の新規取得 ※1 ※2	中小企業者等	3年度分	1/2	附則第15条	第44項	・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・先端設備等導入計画の写し ・本市経済戦略局より認定を受けた先端設備等導入計画の認定書の写し ・認定経営革新等支援機関による先端設備等導入計画に関する確認書の写し ・認定経営革新等支援機関が発行する先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し ・（リース会社が申告する場合は、上記添付書類と併せて「固定資産税軽減計算書」および「リース契約書」の写しが必要となります。）
		最大5年度分 ※2	1/3			※2（賃上げ方針表明あり）の場合、上記に加えて、 ・先端設備等導入計画に賃上げ方針の記載 ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し
企業主導型保育事業 ※3	―	5年度分	1/3		旧第32項	・企業主導型保育事業（運営費）の助成決定通知書

（※1）　先端設備等導入計画等の詳細については、本市経済戦略局産業振興部企業支援課へお問い合わせください。（TEL：06-6264-9938）

（※2）　賃上げ方針を計画内に位置付けて、従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準の特例率を3分の1とします。
令和5年4月1日～令和6年3月31日までに取得したもの：5年度分
令和6年4月1日～令和7年3月31日までに取得したもの：4年度分

（※3）　当該施設について最初に企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が当該事業の用に供する固定資産（償却資産）が、対象となります。

また、特例の適用にあたっては一定の要件がありますので、詳細については、大阪市船場法人市税事務所固定資産税（償却資産）グループへお問い合わせください。